

第7期十和田市障がい福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月
十和田市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景.....	1
2 近年の法制度の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の対象とする障がい者の範囲.....	5
5 計画の期間.....	5
6 計画策定の体制.....	5
7 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	6
8 「重層的支援体制整備事業」について.....	6
第2章 障がい者の現状	7
1 身体障がい者の状況.....	7
2 知的障がい者の状況.....	8
3 精神障がい者の状況.....	9
4 重度心身障がい児(者)の状況.....	9
5 特定医療受給者証（指定難病）所持者数の状況.....	10
6 障がい者の就労状況.....	10
第3章 障がい福祉計画	11
1 成果目標.....	11
2 障害福祉サービス等の推進.....	18
3 地域生活支援事業.....	32
第4章 障がい児福祉計画	40
1 成果目標.....	40
2 障がい児通所サービス等の推進.....	42
3 児童虐待防止対策等総合支援事業の推進.....	45
第5章 計画の推進に向けて	46
1 計画の推進体制.....	46
2 計画の進行管理.....	46
3 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	47
4 障がい者（児）への虐待防止.....	47
5 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進.....	47
6 人材の確保・質の向上.....	47

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

十和田市では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和2年度に「第6期十和田市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、十和田市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期十和田市障がい福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第7期障がい福祉計画」を策定するものです。

なお、障がい児支援に関する数値目標や提供体制の確保に関する事項については、本計画と一体的な計画として「第3期十和田市障がい児福祉計画」を策定することとします。

2 近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

①(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年5月制定、令和6年4月施行)

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障害者の雇を一層促進するため、障害者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、施行)

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障害者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月制定、令和6年4月施行)

障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障害児支援のニーズの多様化(重度の障害児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障害者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障害者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、十和田市での障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2)障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(3)他計画との関係

この計画は、国及び県の基本方針を踏まえるとともに、「第2次十和田市総合計画」を上位計画とし、「第2期十和田市地域福祉計画」、「十和田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「十和田市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

4 計画の対象とする障がい者の範囲

本計画の対象となる「障がい者」び「障がい児」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条の定義のとおりです。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち 18 歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人で 18 歳以上である者
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等によって柔軟な期間設定が可能となっています。

本市では上記を踏まえ、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 6 期障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)			第 7 期障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)			第 8 期障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)		

6 計画策定の体制

第7期障がい福祉計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下の体制で行いました。

(1) アンケート調査

令和5年9月に本市の手帳所持者 1,000 人を対象に行いました。

(2) 十和田市障害者支援協議会での協議

広く関係者からの意見を取り入れた計画とするため、関係行政機関、民生委員・児童委員、障がい者支援団体、障がい者・家族関係団体、福祉サービス事業者、学校・教育関係機関の各委員で構成される「十和田市障害者支援協議会」において内容を協議しました。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

8 「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、十和田市全体の福祉の向上をめざすものとします。

第2章 障がい者の現状

第2章 障がい者の現状

1 身体障がい者の状況

(1)身体障害者手帳の等級別・障害種別所持者数

身体障害者手帳の所持者は、1級が最も多く、手帳所持者の40.3%を占めています。
障害種別では、肢体不自由が最も多く、47.4%を占めています。

身体障害者手帳の等級別・障害種別所持者数

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障がい	55	33	7	12	19	12	138	6.2%
聴覚・平衡障がい	3	39	15	47	0	66	170	7.7%
音声・言語機能障がい	3	1	8	5	0	0	17	0.8%
肢体不自由	302	255	132	248	77	36	1,050	47.4%
内部障がい	530	8	104	200	0	0	842	38.0%
合計	893	336	266	512	96	114	2,217	100.0%
構成比	40.3%	15.2%	12.0%	23.1%	4.3%	5.1%	100.0%	

令和5年3月31日現在

(2)身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成29年度の2,480人から令和4年度の2,217人と年ごとの増減はあるものの、減少しています。

身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	154	154	157	135	136	138
聴覚・平衡障がい	174	168	173	163	166	170
音声・言語機能障がい	18	19	19	20	19	17
肢体不自由	1,295	1,253	1,242	1,128	1,095	1,050
内部障がい	839	822	853	817	829	842
合計	2,480	2,416	2,444	2,263	2,245	2,217

各年度3月31日現在

2 知的障がい者の状況

(1) 愛護(療育)手帳の交付状況

愛護手帳の所持者は、程度Bの所持者が6割以上を占めています。

愛護（療育）手帳の交付状況

単位：人

区分	障がい児	障がい者	合計
A（重度）	27	201	228
B（中軽度）	66	352	418
合計	93	553	646

令和5年3月31日現在

(2) 愛護(療育)手帳の所持者数の推移

等級別愛護(療育)手帳所持者数をみると、平成30年度の561人から増加傾向で推移し、令和4年度には646人となっています。

愛護（療育）手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定（重度）	217	213	213	220	222	228
B判定（中・軽度）	345	348	356	384	399	418
合計	562	561	569	604	621	646

各年度3月31日現在

(注：療育手帳の名称は、都道府県によって異なり、青森県では「愛護手帳」という名称を使用しています。)

3 精神障がい者の状況

(1)精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年度の 627 人から年々増加傾向で推移し、令和 4 年度には 959 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 4 年度では、「1 級」182 人、「2 級」543 人、「3 級」234 人となっています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

単位：人

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	169	202	200	193	180	182
2 級	330	427	451	484	509	543
3 級	128	145	174	195	208	234
合 計	627	774	825	872	897	959

各年度 3 月 31 日現在

4 重度心身障がい児(者)の状況

(1)重度心身障がい児(者)の状況

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重度心身障がいといい、その状態にある子どもを重度心身障がい児といいます。さらに成人した重度心身障がい児を含めて重度心身障がい児(者)と呼ぶこととされています。

重度心身障がい児(者)の状況

単位：人

区分	18 歳未満	18 歳以上	合 計
重度心身障がい児(者)数	5	23	28

令和 5 年 3 月 31 日現在

5 特定医療受給者証(指定難病)所持者数の状況

(1)特定医療受給者証(指定難病)所持者数の推移

特定医療受給者証所持者数については、横ばいの傾向にあります。

特定医療受給者証所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療受給者証所持者数	457	455	485	471	467

各年度3月末日現在

資料：上十三保健所

6 障がい者の就労状況

(1)障がい者の就労状況

新規求職申込者数に対して、就職者率はおよそ令和2年度は63.3%、令和3年度は65.3%、令和4年度は49.0%となっています。

障がい者の就労状況

単位：件

障害種別	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者	新規求職申込件数	18	29	37
	就職件数	15	11	13
知的障がい者	新規求職申込件数	14	15	12
	就職件数	10	17	8
精神障がい者	新規求職申込件数	47	51	53
	就職件数	25	34	29
合計	新規求職申込件数	79	95	102
	就職件数	50	62	50

各年度3月末日現在

資料：三沢公共職業安定所十和田出張所

第3章 障がい福祉計画

第3章 障がい福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度末の福祉施設入所者数を令和 4 年度末時点の人数から 5%以上削減することを基本とする。
- ②令和 4 年度末時点の福祉施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本市における成果目標】

- ①令和 4 年度末時点の人数から 5%削減することを目指します。
- ②令和 4 年度末の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	98 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	5 人	令和 8 年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
	5.1%	
【目標】地域生活移行者数	6 人	令和 4 年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込み人数
	6.1%	
【見込み】施設入所者	93 人	令和 8 年度末時点の施設入所者数

【確保のための取り組み】

福祉施設入所者の地域生活への移行のため、次のことに取り組めます。

- ①入所施設との連携・調整
- ②地域生活移行後に必要なサービスについて、当該サービス事業所との連携のほか、利用可能な社会資源の情報提供
- ③地域の実情に即した地域生活支援事業の充実
- ④相談支援の利用促進

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市における成果目標】

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場関係

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	0	0	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数	0	0	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	0	0	1

②精神障がい者の利用者数

精神障がいがある人の地域移行が進むことを見込んで、国の指針に基づき、目標値を設定します。

【第6期計画の実績】

区分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人数	0	0	1
地域定着支援	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	41	40	40
自立生活援助	人数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人数	10	10	10

【第7期計画の見込み】

区分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数	1	1	1
地域定着支援	人数	0	0	1
共同生活援助	人数	42	44	46
自立生活援助	人数	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	人数	11	12	13

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①地域生活支援拠点等の設置数、支援の実績等の検証及び検討を行います。
- ②コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。
- ③強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域生活支援拠点の設置箇所数	箇所	0	1	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回数	0	0	1
コーディネーターの配置	人数	0	4	4
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	人数	0	10	11

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	箇所	1	1	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回数	1	1	1
コーディネーターの配置	人数	5	5	5
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	人数	12	13	14

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の 1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	8人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	1人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	2人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	1人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	2人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	3人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	4人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

③就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援事業	1人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業	2人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	70%	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が 7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【確保のための取り組み】

福祉施設利用者の一般就労への移行のため、次のことに取り組めます。

- ①公共職業安定所など、関係機関との連携による障がい者雇用の啓発
- ②障害者就業・生活支援センターとの連携強化
- ③知的・精神障害者職親委託制度の活用
- ④就労定着支援事業所数の増加のための情報提供

(5)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度までに基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	無	無	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件数	0	0	5
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	0	0	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回数	0	0	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回数	0	0	5
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人数	0	0	1

- ②協議会における個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発・改善を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	人数	0	1	5
参加事業所・機関数	人数	20	22	26
専門部会の設置数	人数	4	5	5
専門部会の実施回数	人数	3	10	10

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	人数	6	6	6
参加事業所・機関数	人数	30	30	30
専門部会の設置数	人数	5	5	5
専門部会の実施回数	人数	10	10	10

(6)障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、十和田市障害者支援協議会のサービス等利用計画部会と審査結果内容の情報共有等、今後の連携について検討を行います。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人数	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	回数	1	1	1

2 障害福祉サービス等の推進

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定しました。

(1)訪問系サービス

*利用時間は年々減少傾向にありますが、利用率は高い数値で推移しています。訪問系サービスについては、施設入所者等の地域生活への移行や地域定着が進むものと鑑み、今後は増加していくものとして見込みました。

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	時間/月	1,447	1,578	1,454
	人/月	79	82	86

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,630	1,700	1,770
	人/月	90	94	98

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1

④行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間/月	3	3	4
	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	8	8	8
	人/月	2	2	2

⑤重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	2	2	2
	人/月	1	1	1

(2)日中活動系サービス

*日中活動系サービスの利用率は、短期入所と就労継続支援(A型・B型)が著しく増加しており、今期計画においても増加していくものと見込みました。入院中の退院可能な精神障がい者なども含めた地域生活への移行や定着を第6期計画から引き続き継続するため、生活介護や自立訓練は増加で見込みました。

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日/月	3,058	3,140	3,026
	人/月	156	157	158
うち強度行動障害を有する者	人日/月	227	236	236
	人/月	11	11	11
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	17	17	17
	人/月	2	2	2
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	59	89	95
	人/月	7	7	7

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	3,120	3,140	3,160
	人/月	159	160	161
うち強度行動障害を有する者	人日/月	255	260	265
	人/月	12	12	12
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	20	20	20
	人/月	2	2	2
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	105	110	115
	人/月	8	8	8

②自立訓練

②-1自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	254	244	219
	人/月	16	14	12

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	240	240	240
	人/月	15	15	15

②-2 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	23
	人/月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	25	25	25
	人/月	2	2	2

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

【第7期計画の見込み】※令和7年10月1日施行

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	0	1	1

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日/月	7	23	23
	人/月	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	35	35	35
	人/月	2	2	2

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	648	636	611
	人/月	31	31	33

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日/月	635	640	645
	人/月	32	33	34

⑤-2 就労継続支援(B型)

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	5,636	6,169	5,844
	人/月	308	323	322

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(B型)	人日/月	6,120	6,260	6,400
	人/月	330	338	346

⑥就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人/月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	2	2	2

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人/月	16	16	16

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	17	17	17

⑧短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

⑧-1 短期入所(福祉型)

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所(福祉型)	人日/月	8	10	36
	人/月	2	2	7
うち強度行動障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	50	60	70
	人/月	10	12	14
うち強度行動障害を有する者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

⑧-2 短期入所(医療型)

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち強度行動障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(医療型)	人日/月	20	20	20
	人/月	4	4	4
うち強度行動障害を有する者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
うち高次脳機能障害を有する者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

(3)居住系サービス

*実績はおおむね横ばいとなっています。自立生活援助の事業所がないことや共同生活援助(共同生活介護)の事業所が少ないため実績が伸びず、地域定着への移行がなかなか進んでいないことが要因として考えられます。施設入所者や入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行が進められている中であって、利用者が確実に増加してきていることから、今期計画においても、利用者が増加するものと見込みました。

①共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人/月	84	85	86
うち強度行動障害を有する者	人/月	6	6	6
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	1	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	91	92	93
うち強度行動障害を有する者	人/月	7	8	9
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	1	1	1

②施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人/月	103	98	97

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	95	94	93

③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2

(4)相談支援事業(サービス利用計画作成)

*計画相談支援の利用者数は一定の水準で推移しています。障害福祉サービスを利用するすべての障がい者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規の計画やモニタリングを勘案し利用者数を見込んでいます。地域移行支援・地域定着支援は、これまで実績がほとんどありませんが、今後施設入所者等の地域生活への移行や地域定着が進むものとして、増加で見込みました。

①計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人/月	152	160	160

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	160	162	165

②地域相談支援(地域移行支援)

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人/月	0	0	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	2	2	2

③地域相談支援(地域定着支援)

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人/月	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	2	2	2

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、「理解・促進研修啓発事業」、「相談支援事業」、「意思疎通(コミュニケーション)支援事業」、「日常生活用具給付等事業」等の必須事業と「福祉ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」等の任意事業があります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障がい者の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
福祉フェア(就労支援)	実施の有無	無	無	無
手話への理解促進・普及	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉フェア(就労支援)	実施の有無	有	有	有
手話への理解促進・普及	実施の有無	有	有	有

* 市内障がい者就労施設事業所と共同で市内商業施設において福祉フェアを開催するほか、手話と聴覚障がい者の理解を深める講座などを開催しています。

福祉フェアは、第6期計画中は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでした。

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立活動防止など)の支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい団体活動支援	実施の有無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい団体活動支援	実施の有無	有	有	有

*障がい者及びその家族団体などに支援を行っています。

③相談支援事業

③-1 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	0

*障害者相談支援事業については、2事業所に委託をして実施しています。

*基幹相談支援センター等機能強化事業を開始した場合は、本事業は実施しない予定です。

③-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有

③-3住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用するにあたり、成年後見制度を利用することが有用である知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	8	7	9

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	10	11	12

*年々利用者が増えてきており、特に、精神・知的障がい者の利用者が増えていくものと見込まれます。成年後見センターと連携を図りながら、また相談支援事業の充実とあわせて事業を推進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を図ります。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有

*今後、成年後見制度の利用が必要な障がい者は増えていくものと見込まれることから、実施のための組織体制の構築など事業の推進を図ります。

⑥意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者等を派遣して意思疎通の円滑化を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	517	498	500
手話通訳者設置事業	実設置者数	2	2	2
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	実利用者数	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	500	500	500
手話通訳者設置事業	実設置者数	2	2	2
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業	実利用者数	0	1	1

*手話通訳者2人を設置しているほか、市内外の登録通訳者を派遣して通訳等を行っています。件数は毎年ほぼ横ばいであり、今後も同程度で推移するものと見込んでいます。

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や発電機・蓄電池など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や携帯用会話補助装置など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具や紙おむつなど、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	件数	3	5	5
自立生活支援用具	件数	4	5	5
在宅療養等支援用具	件数	7	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数	5	4	5
排泄管理支援用具	件数	1,748	2,656	2,800
居宅生活動作補助用具	件数	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	5	5	5
自立生活支援用具	件数	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数	5	5	5
排泄管理支援用具	件数	2,900	3,000	3,100
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

*排泄管理支援用具の実績値の伸びが大きくなっています。他の項目の給付状況は横ばい状態で推移していますが、今後は医療的ケア児等への給付が増えることを鑑み、微増していくものと見込んでいます。生活福祉課で配布している「障がい者のしおり」などを通じて利用者への周知を図り、適切な給付に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進を図るため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	14	9	33

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	30	30	30

*令和5年度から高校生以下も受講できるようにしたため受講者が増加しました。今後も引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、広く人材育成に努めます。

⑨移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者(児)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業	実利用者数	40	40	40
	延利用時間数	1,909	1,910	1,900

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	40	40	40
	延利用時間数	1,900	1,900	1,900

*横ばいで推移しており、今後も同様に推移していくものと見込んでいます。

⑩地域活動支援センター(機能強化)事業

障がい者の創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	519	524	529

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	0
	実利用者数	535	540	0

*実績の推移は横ばいですが、障がい者が地域で生活していくうえでのニーズも多種多様になっているため微増していくものとして見込んでいます。障がい者の創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進、自立した生活の支援など、多様化するニーズに対応するため、地域活動支援センターの事業の充実に努めます。

*基幹相談支援センター等機能強化事業を開始した場合は、本事業は実施しない予定です。

(2)任意事業

*各事業とも利用者数は横ばいで推移しています。障がい者等の自立や、そのご家族の介護の負担軽減やレスパイト、就労支援などを図るため、事業の周知を図っていきます。

①福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
福祉ホーム事業	実施箇所数	2	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実施箇所数	2	2	2

②訪問入浴サービス事業

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	5	5

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	5	5

③知的障害者職親委託制度

知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導や技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
知的障害者職親委託制度	実利用者数	0	0	0

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託制度	実利用者数	1	1	1

④日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援や、障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	実利用者数	25	21	21
	延利用回数	2,075	2,448	2,000

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数	22	24	26
	延利用回数	2,600	2,800	3,000

⑤自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者の社会参加促進を図るため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	2	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	2	2	2

第4章 障がい児福祉計画

第4章 障がい児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所以上設置します。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。
インクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援事業者数	箇所	3	3	3

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	箇所	0	0	1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	0	0	1

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

→ P45 (2)医療的ケア児等総合支援事業 参照

⑤保護者等が子どもの発達障がい適切な対応ができるように、国の指針に基づき、目標値を設定します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人数	0	0	3
ペアレントメンターの人数	人数	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人数	0	0	20

2 障がい児通所サービス等の推進

障がいがある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいがある児童に対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

*全体的に著しい増加がみられることから、利用者、利用日数ともに増加するものとして見込んでいます。市保健センターや教育・保育等の関係機関と連携を図りながら、障がい児及びその家族に対して早い段階での療育の支援をしていきます。

(1)児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日/月	377	473	452
	人/月	26	34	36

【第3期計画の見込み】 *医療型児童発達支援を含みます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	500	530	560
	人/月	39	41	43

(2)医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対し、治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
医療型児童発達支援	人日/月	10	11	7
	人/月	3	3	3

*児童福祉法の改正により、令和6年度から「児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が、「児童発達支援」として一元化されることとなります。

(3)放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	1,998	2,336	2,372
	人/月	111	132	146

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	2,400	2,550	2,700
	人/月	160	170	180

(4)保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	0	10	18
	人/月	0	5	9

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	20	22	24
	人/月	10	11	12

(5)居宅訪問型児童発達支援

障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	2	2	2

(6)障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	人/月	35	34	45

【第3計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	50	55	60

3 児童虐待防止対策等総合支援事業の推進

(1) 地域障害児支援体制強化事業

① 十和田市巡回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、市内の保育所、幼稚園及び地域子育て支援センターを巡回し、助言や指導等を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
利用施設数	施設数	0	0	15
訪問回数(年間・全施設)	回数	0	0	40

【第3計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用施設数	施設数	20	20	20
訪問回数(年間・全施設)	回数	60	60	60

(2) 医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	回数	2	1	2
コーディネーターの配置人数(延べ・重複あり)	人数	0	0	6

【第3計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	回数	3	3	3
コーディネーターの配置人数(延べ・重複あり)	人数	8	8	8

* 上十三地域医療的ケア児支援体制検討会議(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町及び六ヶ所村で構成)において上十三地域障害保健福祉圏域の医療的ケア児の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について検討を行っています。

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進を図るために、庁内の各部署(福祉、保健、医療、教育等)、障害者団体、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、医療機関などがそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

計画の推進にあたり、本市のみでの実施が難しい事業については、県及び近隣市町村、市外障害福祉サービス事業所等と連携しつつ計画の推進を図ります。

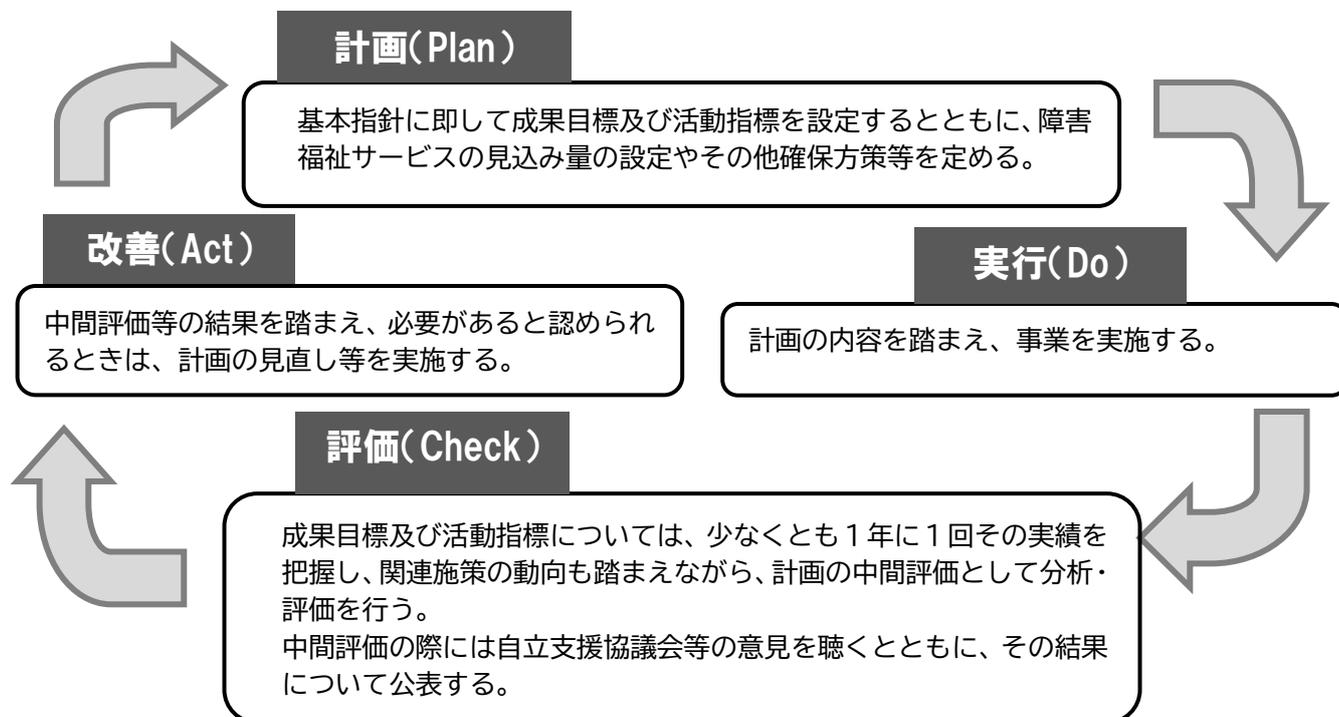
また、計画の総合的な推進に向け、十和田市障害者支援協議会を開催し、情報の共有や課題の整理及び具体策の協議などを実施します。

そして、障がい者やその家族及び障害者団体、障害福祉サービス事業所との情報交換や協力を求めながら計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

十和田市地域自立支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

【PDCAサイクルのプロセス】



3 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年に施行され、ホームページ等で「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の具体例を示す等、周知に取り組んでいるところです。

今後も共生社会の実現に向け、すべての市民が障がいや障がい者について理解を深め、差別解消を図るための啓発活動の推進に努めます。

4 障がい者(児)への虐待防止

平成 24 年の障害者虐待防止法施行以降、市では市役所生活福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見や通報への対応を行っているところです。

常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等への支援、虐待の早期発見に努めるとともに、万が一、虐待と思われる通報があった場合には、速やかに障がい者の安全の確保や事実確認を行い、庁内関係課、障害福祉サービス事業所等と連携して適切に対応します。

5 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進

成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者への支援、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成など、当該制度の利用促進に努めます。

6 人材の確保・質の向上

(1) 専門職の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。市職員の研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修を充実し、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第7期十和田市障がい福祉計画

令和6年3月

発行 十和田市
編集 十和田市健康福祉部生活福祉課
住所 〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
電話 0176-51-6718
ファクス 0176-22-7599
ホームページ <http://www.city.towada.lg.jp/>